

令和 3 年

上砂川町議会会議録

第2回 臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和3年第2回臨時会

(2月19日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
臨時議長就任	4
議員自己紹介	4
理事者自己紹介	5
町長挨拶	5
開会の宣告	8
開議の宣告	8
仮議席の指定について	8
選挙第 1 号 議長選挙について	8
会議録署名議員指名について	9
会期決定について	9
選挙第 2 号 副議長選挙について	9
議席の指定について	10
常任委員会委員の選任について	10
議会運営委員会委員の選任について	11
選挙第 3 号 中空知広域市町村圏組合議会議員選挙について	11
選挙第 4 号 砂川地区保健衛生組合議会議員選挙について	12
選挙第 5 号 石狩川流域下水道組合議会議員選挙について	13
選挙第 6 号 空知中部広域連合議会議員選挙について	13
選挙第 7 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員選挙について	14
選挙第 8 号 砂川地区広域消防組合議会議員選挙について	15
同意第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	15
報告第 1 号 専決処分報告について「令和2年度上砂川町一般会計補正予算(第11号)」 (承認)	16
議案第 2 号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算(第12号)(原案可決)	18
閉会の宣告	22

出席議員

議席 番号	氏 名	2 臨
		2. 19
1	石 田 浩 二	○
2	藏 根 高 史	○
3	笹 木 笑 子	○
4	小 澤 一 文	○
5	越 前 等	○
6	伊 藤 充 章	○
7	吉 川 洋	○
8	高 橋 成 和	○

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	2 臨
		2. 19
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	林 智 明	○
教 育 長	飯 山 重 信	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○
議 会 事 務 局 長 監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○
総 務 課 長	内 野 博 之	○
企 画 課 長	鷲 尾 仁 志	○
建 設 課 長	三 原 浩 明	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○
福祉課保健予防 担 当 参 事	林 孔 美	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	2 臨
		2. 19
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○
主 査	佐 藤 友 歌	○

令和 3 年

上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

2 月 1 9 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会

午前 1 1 時 1 2 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

臨時議長就任

議員自己紹介

理事者自己紹介

町長挨拶

第 1 仮議席の指定について

第 2 選挙第 1 号 議長選挙について

第 3 会議録署名議員指名について

第 4 会期決定について

2 月 1 9 日 1 日間

第 5 選挙第 2 号 副議長選挙について

第 6 議席の指定について

第 7 常任委員会委員の選任について

第 8 議会運営委員会委員の選任について

※ 常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告について

第 9 選挙第 3 号 中空知広域市町村圏組合議会議員選挙について

第 1 0 選挙第 4 号 砂川地区保健衛生組合議会議員選挙について

第 1 1 選挙第 5 号 石狩川流域下水道組合議会議員選挙について

第 1 2 選挙第 6 号 空知中部広域連合議会議員選挙について

第 1 3 選挙第 7 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員選挙について

第 1 4 選挙第 8 号 砂川地区広域消防組合議会議員選挙について

第 1 5 同意第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

第 1 6 報告第 1 号 専決処分報告について「令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 1 号）」

第 1 7 議案第 2 号 令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 2 号）

○会議録署名議員

5 番 越 前 等 6 番 伊 藤 充 章

○事務局長（浅利基行） 皆さん、おはようございます。事務局長の浅利でございます。

議員の皆様、このたびはご当選誠にありがとうございます。心からお祝い申し上げます。

本日の臨時会は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。したがって、本日出席議員の中で年長議員は吉川議員でありますので、吉川議員に臨時議長をお願いいたします。吉川議員、よろしくお願いいたします。

◎臨時議長就任

○臨時議長（吉川 洋） おはようございます。ただいま紹介をされました吉川でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎議員自己紹介

○臨時議長（吉川 洋） それでは初めに、議員の自己紹介をお願いいたします。

石田議員より順次お願いいたします。

○（石田浩二） おはようございます。新人の石田浩二と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○（藏根高史） 新人の藏根高史と申します。立憲民主党に所属しております。よろしくお願いいたします。

○（笹木笑子） おはようございます。2期目の笹木です。2期目といいましても9か月です。皆様のご指導、ご助言いただきながら務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○（小澤一文） おはようございます。公明党の小澤一文でございます。またお世話になります。よろしくお願いいたします。

○（越前 等） 共産党の越前等です。2期目です。皆様のご指導よろしくお願いいたします。

○（伊藤充章） おはようございます。このたび町民の皆様にご信託をいただきまして当選させていただきました伊藤充章でございます。皆様にいただいたご信託を胸に、ご期待を裏切ることのないよう精いっぱい努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○（高橋成和） おはようございます。6期目になりました高橋成和でございます。また4年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

○（吉川 洋） おはようございます。最後になりますが、私からも自己紹介をさせていただきます。今期で3期目となります。初心を忘れることなく、務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎理事者自己紹介

○臨時議長（吉川 洋） それでは、引き続き理事者の自己紹介をお願いをいたします。

町長から順次お願いをいたします。

○町長（奥山光一） 皆さん、おはようございます。町長の奥山でございます。現在2期目ということで、残り1年の任期になっておりますけれども、よろしくお願いいたします。

○副町長（林 智明） おはようございます。副町長の林です。よろしくお願いいたします。

○教育長（飯山重信） おはようございます。教育長の飯山でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○監査委員（横林典夫） 代表監査委員の横林典夫です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（内野博之） おはようございます。総務課長の内野です。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○企画課長（鷺尾仁志） おはようございます。企画課長の鷺尾でございます。よろしくお願いいたします。

○教育次長（米田淳一） おはようございます。教育次長の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務出納課長（西村英世） おはようございます。税務出納課長の西村でございます。よろしくお願いいたします。

○福祉課長（山崎数浩） おはようございます。福祉課長の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

○福祉課保健予防担当参事（林 孔美） おはようございます。福祉課参事、林でございます。よろしくお願いいたします。

○住民課長（白土ゆかり） おはようございます。住民課長の白土と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設課長（三原浩明） おはようございます。建設課長の三原でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（吉川 洋） ありがとうございました。

◎町長挨拶

○臨時議長（吉川 洋） それでは次に、初議会に当たり、奥山町長よりご挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（奥山光一） 議会議員改選後の初議会に当たり、ご指示がありましたので、ご挨拶を申し上げます。

冒頭ではございますけれども、今月13日深夜に東北地方で地震が発生いたしました。幸いに亡くなられた方はいらっしゃいませんでしたけれども、けがをされた方が150人以上、さらには土砂崩れ、そして建物の倒壊など被害が発生しております。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、議員の皆さん、2月7日執行の町議会議員選挙におきまして多くの町民の皆さんのご支持を受け、見事当選の栄に浴されましたことに心からお祝いを申し上げます。ご当選おめでとうございます。本日より第19期町議会体制がスタートいたしますが、これからの4年間、町民の代表として本町の振興発展、さらには町民の幸せのためにインフルエンサーとしてご尽力くださいますよう心よりお願い申し上げます。本日お二人の新しい議員の方がご出席しておりますので、十分に承知されているとは存じますが、改めて本町の置かれている状況につきまして若干お話をさせていただきます。

初めに、本町は、唯一の基幹産業でありました石炭産業の閉山、撤退により多くの方が職を求め転出が相次ぎ、急速な人口減少が進み、いわゆる過疎化に拍車がかかりました。加えてこの人口減少により、少子高齢化が急激に進展しております。そのため先輩諸氏はじめこの人口減少、少子高齢化問題を本町の最重要課題と位置づけ、その対応は待ったなしの状況にありましたことからそれぞれ対策を講じ、私が町長に就任してからも第7期町づくり総合計画並びに第1期まち・ひと・しごと総合戦略の下、若年層を中心とした移住、定住による社会動態の改善を図るべく、子育て世代の負担軽減策や教育環境整備、他市町村に先駆け学力向上を図るための公設学習塾の開設などの子育て支援対策や除雪サービスをはじめとする在宅高齢者等サービス事業、各種予防接種、検診助成事業など高齢者支援対策などにも対策を講じ、全ての町民が安心して暮らせる町づくり、地域づくりに努めているところであります。しかしながら、人口減少問題は本町のための課題ではなく、日本全体の人口が減少している中、本町に限らず1,741ある全国の自治体のほとんどの共通課題、そしてそれぞれが人口減少対策に取り組んでいるところであります。そのような中にありまして本町にあっては、転出と転入との差である社会増減が平成30年では75人減でありましたが、令和元年は50人減、そして令和2年では15人減とようやくその効果が現れてきているところであります。引き続きこの状況に甘んじることなく、その対応に努めてまいりたいと思っております。

次に、町の財政状況であります。自主財源である町税等につきましては、人口減少の影響と基幹産業としての一次産業が皆無であることから、経常一般財源に占める町税の割合が5%ほどしかなく、依存財源である国からの地方交付税が歳入全体の50%以上を占めるいわゆる脆弱な財政構造であります。これまで幾多の財政危機を乗り越えるために職員給与の削減をはじめ住民サービスの一部を休廃止するなど、財政の健全化と安定を図るため町独自の財政健全化計画を策定し、町民の皆さんのご理解の下で行財政運営に努め、その結果、将来に向け一定程度の財源の確保ができたと感じているところであります。

地方財政を取り巻く状況は、改善傾向にありましたが、昨年来から世界中で席卷しております新型コロナウイルス感染症により、住民生活のみならず日本経済にも大きな影響を及ぼすなど国の財政事情も厳しさを増し、地方交付税の考え方や地方創生の流れから令和3年度は一定の地方財源の確保は図られたものの、令和4年度以降の地方財政は先行きが全く見えない状況にあり、本町のような地方交付税に大きく依存している小規模自治体にと

っては、非常に厳しい状況が想定されるところであります。しかしながら、将来への展望を見据え、安定的かつ持続可能な行政運営を図るために、本年4月からスタートいたします第7期町づくり総合計画後期基本計画並びに第2期まち・ひと・しごと総合戦略に基づき将来に向け夢と希望が持てる活力と元気ある町づくり、地域づくりのために、今何が必要なのか、何をしなければならないのかをしっかりと考え、そして選択と集中による施策の重点化を図り、職員と共に町が置かれている状況をいま一度しっかりと見据え、この限られた財源を有効に活用するために全力を尽くしてまいります。

この思いは行政だけではなし得ることができません。本日の議会において新しい議会構成が決まります。議会活動がスタートされます。議員各位におかれましても改めて現状を見ていただき、町政の振興、発展に議会と一体となり、共に考え、共に行動し、未来の上砂川町のためにご尽力を賜りますよう強くお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症についてであります。現在国において10都府県に対し緊急事態宣言が発出され、北海道においても独自の集中対策期間が3月7日まで延長されたところであります。これらにより感染者はようやく減少しているという状況でございますが、本日新聞、マスコミでも報道がありましたが、近隣でも新たなクラスターが発生するなど、まだまだ予断を許さない状況にあります。本町にあっては、住民の皆さんがしっかりとした感染予防対策を講じていただき、いろいろとうわさはございましたけれども、現在感染者、いわゆる陽性者については確認されておられません。町といたしましては、町民の皆さんの安全と健康を守るため、引き続き感染予防対策に努めてまいります。

また、コロナワクチン接種につきましては優先接種が始まりました。北海道ではまだ始まっておりませんが、本町の接種時期でございますが、まず65歳以上の方への接種券の発送準備を現在進めております。現在ワクチンの当町への配付時期が決まっておりませんので、開始時期についてはまだ未定ではございますけれども、時期が分かり次第、速やかに予約の受付、そして接種ができるよう引き続き情報収集と医療機関との調整を行い、現在担当で個別と集団接種を想定したシミュレーションを行っているところであります。詳細が決まり次第住民周知をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックによるニューノーマル社会への転換やデジタル化、Society5.0、さらにはSDGsや地球温暖化対策である2050年カーボンニュートラルなど、これまでとは異なる新たな対策も求められております。これらについても他市町村に遅れることなくしっかりと取り組んでいきたい、そのように考えております。

令和3年度の町政執行方針に当たっての私の所信につきましては、第1回定例会で申し上げますので、議員各位の積極的なご意見を賜りますとともに、今後ともご指導とご協力を心からお願い申し上げます、少し長くなりましたが、初議会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○臨時議長（吉川 洋） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○臨時議長（吉川 洋） ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席をしております。

定足数に達しておりますので、令和3年第2回上砂川町議会臨時会は成立をいたしましたので、開会をいたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○臨時議長（吉川 洋） 直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（吉川 洋） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎選挙第1号

○臨時議長（吉川 洋） 日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、議長に高橋議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名いたしました高橋議員を議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました高橋議員が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました高橋議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、議長に当選されました高橋議員、ご登壇の上、当選の承諾と就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（高橋成和） ただいま議長の職のご推挙をいただき、心より感謝申し上げます。このたび議会も新体制となり、改めて職責の重さを痛感しているところでございますが、議員各位、町長をはじめ理事者の皆様方のお力添えをいただきながら、公正中立に心がけ、円滑な議会運営に努め、誠心誠意努力してまいります。

現在新型コロナウイルス感染症についての対策は、終息が見られず、長期に及ぶものと懸念されておりますが、一刻も早くこの状況から抜け出せるよう今後執行機関から提案される町民への生活支援対策、経済対策に対して議員各位のお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

上砂川町は、人口減少、少子高齢化問題、新しい産業の構築等の様々な諸課題がありますが、執行機関と二元代表制の一翼を担う議会が一体となって町の発展と住民福祉の向上を目指し、課題解決に向け頑張っていただきたいと思う次第でございます。皆様方のご指導とご協力を引き続きお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（吉川 洋） これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。皆様のご協力大変ありがとうございました。

それでは、高橋議長、議長席にお着き願います。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第3、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、越前議員、伊藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第4、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎選挙第2号

○議長（高橋成和） 日程第5、選挙第2号 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に吉川議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました吉川議員を副議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました吉川議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました吉川議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、副議長に当選されました吉川議員、ご登壇の上、当選の承諾と就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（吉川 洋） 大変貴重な時間をいただき、ありがとうございます。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

ただいま副議長の職をご推挙いただきました。心から感謝と御礼を申し上げます。大変ありがとうございます。議員各位並びに奥山町長をはじめとする理事者の皆様方のご支援を賜り、これからも開かれた議会の運営のために、そしてまた地域発展のため、さらには地域住民の福祉向上のために誠心誠意努力をさせていただきますこととお誓いを申し上げる次第でございます。また、これからも皆様方の今まで同様のご指導、ご鞭撻を賜りますことを心からお願いを申し上げまして、大変簡単ではございますが、就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

◎議席の指定について

○議長（高橋成和） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により議長において指定いたします。

議席は、ただいま着席の議席といたします。氏名標をお立てください。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（高橋成和） 日程第7、常任委員会委員の選任について議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。常任委員会委員については、委員会条例第2条第1項の規定により議長を除く全議員を行政常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員を行政常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（高橋成和） 日程第8、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。議会運営委員会委員に、笹木議員、小澤議員、越前委員、吉川副議長を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで各委員会の正副委員長選考のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

行政常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長についてそれぞれの委員会での選考結果を議長から報告したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） それでは、報告いたします。

行政常任委員長、越前議員、副委員長、笹木議員。議会運営委員長、小澤議員、副委員長、越前議員。以上のとおりです。

なお、各附属機関の委員の選任につきましても申合せにより決定しております。後ほど名簿を配付いたします。

◎選挙第3号

○議長（高橋成和） 日程第9、選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行

います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に吉川副議長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました吉川副議長を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました吉川副議長が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました吉川副議長が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

なお、組合規定により議長も本組合の議員になりますので、申し添えておきます。

◎選挙第4号

○議長（高橋成和） 日程第10、選挙第4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

砂川地区保健衛生組合議会議員に笹木議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました笹木議員を砂川地区保健衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました笹木議員が砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました笹木議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎選挙第5号

○議長（高橋成和） 日程第11、選挙第5号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に議長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました議長を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長が石狩川流域下水道組合議会議員に当選いたしました。

◎選挙第6号

○議長（高橋成和） 日程第12、選挙第6号 空知中部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

空知中部広域連合議会議員に議長と小澤議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました議長と小澤議員を空知中部広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議長と小澤議員が空知中部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました小澤議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎選挙第7号

○議長（高橋成和） 日程第13、選挙第7号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に議長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました議長を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選いたしました。

◎選挙第8号

○議長（高橋成和） 日程第14、選挙第8号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

砂川地区広域消防組合議会議員に笹木議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました笹木議員を砂川地区広域消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました笹木議員が砂川地区広域消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました笹木議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時47分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第1号

○議長（高橋成和） 日程第15、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

ここで伊藤議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退席願います。

〔6番 伊藤充章議員 退場〕

○議長（高橋成和） 提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますよう

お願いいたします。

提案理由といたしましては、前委員、堀内哲夫氏の任期満了に伴い、後任に伊藤充章氏を選任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町監査委員に選任したので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、[REDACTED]。氏名、伊藤充章。生年月日、[REDACTED]。職業、[REDACTED]。備考。

本件は人事案件でございますので、全会一致をもって同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

それでは、伊藤議員の入場をお願いいたします。

〔6番 伊藤充章議員 入場〕

○議長（高橋成和） ここで監査委員に選任されました伊藤議員から挨拶を受けます。伊藤議員、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（伊藤充章） 大変貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいま監査委員にご推挙をいただきました伊藤充章でございます。監査委員という重責を担うこととなりましたが、皆様方のお力添えをいただきながら、一生懸命誠心誠意務めてまいりたいとお誓い申し上げますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、私の就任のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございますございました。

◎報告第1号

○議長（高橋成和） 日程第16、報告第1号 専決処分報告について「令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第11号）」について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第11号）」につきまして提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

補正理由といたしましては、国庫支出金の歳入予算について補正し、新型コロナワクチン接種に係る委託料等について歳出予算の補正をするものであること。

それでは、報告第1号、予算書本文をご参照願います。報告第1号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第11号）。

令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,323万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月29日専決、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第1号について内容の説明をいたします。

このたびの補正は、新型コロナウイルスワクチン接種に関し、4月1日以降に始まる重症化しやすい65歳以上の方のワクチン接種を円滑に進めるべく、接種券を早期に発送するため専決処分したものであります。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金230万円の追加で、7億9,023万7,000円となります。

2項国庫補助金230万円の追加で、6億3,744万2,000円となります。

歳入合計が230万円の追加で、43億1,323万円となります。

2、歳出、4款衛生費230万円の追加で、2億1,591万8,000円となります。

1項保健衛生費230万円の追加で、1億4,083万5,000円となります。

歳出合計が230万円の追加で、43億1,323万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、4款1項2目予防費230万円の追加で1,477万円となります。

資料ナンバー1をご参照願います。新型コロナウイルスワクチン接種の概要であります。新型コロナウイルス感染症は、全国的に感染が拡大し、いまだ終息のめどが立たない状況にあり、今後の感染拡大を防止させるため、さらに死亡者や重症者を減らすことを目的に国の指示の下ワクチン接種を行うもので、1の接種順位は初めに医療従事者、次に令和3年度中

に65歳以上に達する方、その次に持病で入院や通院している方、高齢者施設などで働いている方、最後にそれ以外で16歳以上の方の順番で接種を実施いたします。接種費用は無料で、接種回数は一定の間隔を空けて2回接種、接種場所につきましては原則として住民票所在地の上砂川町の医療機関や接種会場で接種、接種予約は3密を避けるため事前予約とし、接種券の発送は初めに65歳以上の方に3月中旬以降にワクチン接種券を送付し、その後接種順位に応じて順次ワクチン接種券を発送いたします。

予算書にお戻り願います。11節役務費25万円の追加は、高齢者用接種券の郵便料の計上であります。12節委託料205万円の追加は、健康管理システム改修費と接種券作成業務費の計上であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、13款2項3目衛生費補助金230万円の追加は、新たに創設された新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第1号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 専決処分報告について「令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第11号）」については、承認することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（高橋成和） 日程第17、議案第2号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第12号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第2号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第12号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,803万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月19日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして議案第2号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金80万円の追加で、7億9,103万7,000円となります。

2項国庫補助金80万円の追加で、6億3,824万2,000円となります。

17款繰入金2,200万円の追加で、3億9,950万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

20款繰越金1,200万円の追加で、9,542万7,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が3,480万円の追加で、43億4,803万円となります。

2、歳出、2款総務費2,550万円の追加で、16億3,349万1,000円となります。

1項総務管理費2,550万円の追加で、15億8,481万1,000円となります。

3款民生費200万円の追加で、7億6,146万5,000円となります。

1項社会福祉費200万円の追加で、7億37万1,000円となります。

8款土木費730万円の追加で、3億5,738万8,000円となります。

2項道路橋りょう費630万円の追加で、1億6,039万5,000円となります。

3項住宅費100万円の追加で、9,032万5,000円となります。

歳出合計が3,480万円の追加で、43億4,803万円となります。

事項別明細書、歳出でございます。5ページであります。このたびの補正は、大雪に伴う除雪サービス及び除排雪経費と役場庁舎通信行政システム移設工事費の計上が主なものであります。本年度は、初雪が11月4日で、本日午前8時現在の降雪量が608.5センチとなり、昨年1年間の降雪量であります432センチを大きく超え、また積雪量も2月6日に110センチを記録するなど、大雪となった平成29年度に匹敵する状況にありますので、今後の降雪量を勘案し、除雪サービス並びに除排雪に万全を期するため追加するものであります。

3、歳出、2款1項5目財産管理費150万円の追加は、公共施設の屋根の雪下ろしと雪庇落とし経費の計上であります。

13目役場庁舎建設費2,200万円の追加は、庁内LANや総合行政情報ネットワークなどの

各種行政システムの配線移設工事費の計上であります。

15目新型コロナウイルス感染症対策費200万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策として小中学校の普通教室と保健室に空気清浄加湿器を設置するため追加するものであります。

3款1項1目社会福祉総務費200万円の追加は、高齢者、身障、母子世帯の避難口確保のため門口や屋根の除雪をする在宅老人等除雪サービス事業につきましては、1月、2月の大雪により申込みが相次ぎ、冬期間の安全、安心を確保するため門口100回分、屋根50回分を追加するものであります。

8款2項1目道路維持費630万円の追加で、1億6,039万5,000円となります。除排雪経費につきましては、当初予算において効率的な除排雪体制を図るため必要経費を計上しておりましたが、このたびの大雪により早朝除雪基準である10センチ以上の降雪が続いたため、例年ワンシーズン25回程度の早朝除雪が現在30回を超え、平年を大きく上回り、今後の降雪により経費に不足を来すことから追加するもので、内訳でございますが、1節報酬で除雪車運転手報酬として80万円、10節需用費で除排雪用重機の燃料費として150万円、次ページであります。12節委託料で町内委託業者除排雪業務委託料として250万円、13節使用料及び賃借料で除排雪用ダンプ及び危険空き家等の雪庇落としのための高所作業車借り上げ料として150万円追加するものであります。

3項1目住宅管理費100万円の追加は、町営住宅の空戸除雪のほか、二階建て住宅の雪庇落とし件数が増加していることから追加するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、13款2項5目教育費補助金80万円の追加で、1,241万円となります。1節小学校費補助金40万円の追加、2節中学校費補助金40万円の追加は、いずれも学校保健特別対策事業補助金の上限額の計上であります。

17款1項1目基金繰入金2,200万円の追加は、新庁舎各種行政システム配線移設経費に充当するため、公共施設等整備基金から歳出同額を繰入れするものであります。

20款1項1目繰越金1,200万円の追加は、前年度繰越金を充当するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第2号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。小澤議員。

○4番（小澤一文） 8款土木費、3項住宅費の空き家の住宅の除雪業務に関連してということになると思うのですが、最近特に住民の方からの声ということで、空き家の物置の屋根に積雪されている部分の対策ということで、暖気になりますと数十センチ積雪になっている雪がどんと落ちてきて、人に当たると人災にもなりかねないというのと、道路に落ちてしまって道路を塞いでしまう、またその塞ぐところを住民の方がせっせと除雪するというような部分で、空き家の物置の対策というものを何とかならないのかなというご相談をよく受けるのですが、その辺の対応という部分ではどのようにお考えになってい

るかお願いします。

○議長（高橋成和） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 重要な問題なので、私から答弁をさせていただきます。

1つ確認させてください。物置というのは個人の物置でしょうか、それとも町営住宅の物置でしょうか。

〔「町営住宅」と呼ぶ者あり〕

○町長（奥山光一） 分かりました。

実は、個人の所有の空き家、これは町で雪下ろしをするわけには本来はいかないのですけれども、危険回避のため今回も若干この中に経費を見込んでおります。危険な場所、今年は特に積雪量、先ほど副町長から降雪量と積雪もお話があったのですが、観測場所が変わってからちょっと少なくなっていますので、実際にはもっと多いと思います。それで、本題に戻りますけれども、その辺についてもう既に1月下旬ぐらいから巡回パトロールをして、必要に応じて排雪もしくは雪下ろしも含めてやる予定にしていたのですけれども、ご承知のとおり、連日の大雪で除雪のほうに追われてしまって、その対策がなかなか回らなかったということはございます。ただ、議員のおっしゃるとおり、これは物置に限らず空き家もそうですけれども、倒壊、もしくは道路へ落雪する、それによって通行止めになったり、もしくはそこに人がいれば人災になりますので、その辺についても除雪体制に追われてしまってなかなかできませんでしたがけれども、これが多分落ち着くのではないかなと思っていますので、その辺も含めて早急に業者も含めて対応したいというふうに思っております。

○議長（高橋成和） 小澤議員、ただいまの奥山町長の答弁でよろしいですか。

○4番（小澤一文） はい。よろしくお願いします。

○議長（高橋成和） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第12号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和３年第２回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前１１時１２分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 吉川 洋

議長 高橋 成和

署名議員 越前 等

署名議員 伊藤 充章